

急げ集落営農！！

飯舘村の
一集落一組織
(環境保全にも積極的)

中山間地に位置する飯舘村は、村内に20の行政区があり、それぞれの行政区を1集落1組織と捉え、地域農業を推進している。これまで推進してきた中山間地域等直接支払制度に加え、品目横断的経営安定対策や、農地・水・環境保全に関係機関一体となって取り組んでいる。

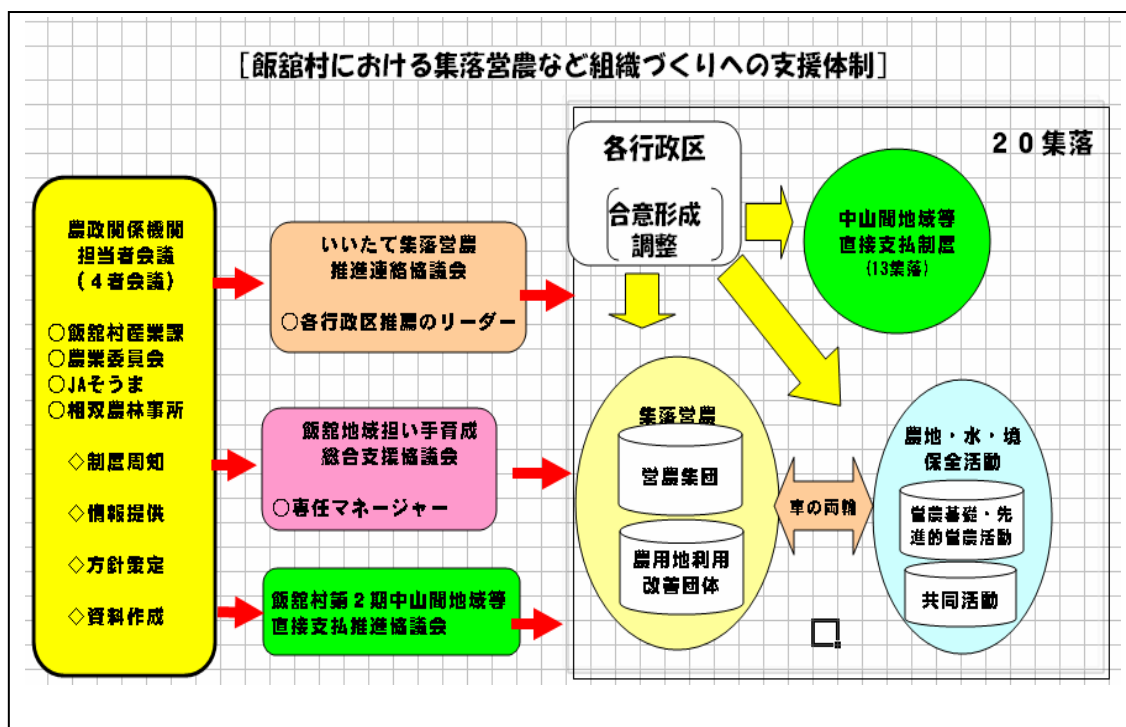
飯舘村・農業委員会・JAそうま・県農林事務所の4機関からなる「農政関係機関担当者会議（4者会議）」を設置し、地域農業の課題や政策に対する方針を検討している。

この方針を集落に繋げるため、集落営農のリーダー的存在の代表者で「いいたて集落営農推進連絡協議会」を設置し、集落営農の推進を進めている。

現在、中山間地直接支払制度は、13集落が実施している。農地・水・環境保全向上活動支援事業では、共同活動を全20集落で、営農活動を7集落で取り組む予定。また、品目横断的経営安定対策の集落営農は、今後7集落で取り組む予定になっている。

前田営農組合が11月、特定農業団体となった。今年度中に、6集落が特定農業団体の設立を目指して活動している。

【飯舘村における集落営農など組織づくりへの支援体制】



福島農政事務所からのお知らせ

品目横断的経営安定対策

◇◇ 加入手続きが始まります ◇◇

対象農業者：「意欲と能力のある担い手」

認定農業者(4ha以上)、特定農業団体等(20ha以上)
経営規模要件には、中山間地域の地域特例や
所得水準の所得特例等がありますので、関係
機関にご相談ください。

対象農産物：生産条件不利補正対策（麦・大豆）

収入減少影響緩和対策（米・麦・大豆）

加入手続き：米・大豆作付者（19年4月1日～ 6月30日）

◇◇ 詳細は、農政事務所、各地域課、各統計・情報センターに
問い合わせ下さい ◇◇

◇東北農政局福島農政事務所	TEL024-534-4142
◇地域第一課	TEL0242-22-7381
◇地域第二課	TEL024-937-3980
◇地域第三課	TEL0246-23-8511
◇地域第四課	TEL0248-22-1241
◇福島統計・情報センター	TEL024-534-1903
◇会津若松統計・情報センター	TEL0242-28-2700
◇郡山統計・情報センター	TEL024-922-1614
◇郡山統計・情報センター（白河庁舎）	TEL0248-23-2745
◇いわき統計・情報センター	TEL0246-29-2050
◇南相馬統計・情報センター	TEL0244-24-1151